II. 国民生活充実の具体的施策

A 「豊かさを実感できる」国民生活の実現

1. 居住水準の向上

(1) 施策の基本方向

住生活は国民生活の最も重要な基盤であるが、大都市圏を中心として居住水準の面で立ち遅れており、必ずしも経済的豊かさに対応した豊かな住生活を享受しているとは言い難い状況にある。このため、その充実は豊かさとゆとりを実感できる国民生活を築く上での最大の課題である。またそれは、新たな消費機会の拡大や老後生活の安心等にもつながる。

このため国土利用政策、土地政策、財政金融政策等を通じた資源や資金の配分に当たっては居住分野へ特に重点的に振り向けることとし、良質な住宅ストックの形成と安全で良好な居住環境の整備の推進による居住水準の向上が必要である。

特に最近の東京を中心とする地価高騰にかんがみ、東京圏において勤労者がそれぞれのライフステージに応じて所得等に見合う合理的な価格で通勤可能なところに良質な住宅を確保できるようにすることを一つの目標として、適正な地価の形成を目指した対策を強力に推進するとともに、住宅対策の充実を図ることが重要である。

(2) 土地対策の推進

適正な住宅地価格の形成の観点から今後とも土地取引の適性化等について、地価の動向、土地取引の状況の監視強化等を実施するとともに、国公有地・企業所有地等の有効活用、都市再開発の推進、公有水面埋立地の活用、交通条件の整備、市街化区域内農地の宅地化促進等の諸施策を強力に講ずる必要がある。

このため、以下の諸点について早急に検討を進め、思い切った施策の強化を図る必要がある。

- ① 都心部及びその周辺部においては、高層化による土地の高度利用等が重要であり、 住宅についても集合住宅に重点を置いた施策を推進する。
- ② 国公有地の活用に当たっては、公園、緑地等生活環境施設の整備等に配慮しつつ、

適地においては公的主体による良質な住宅建設等を推進する。

- ③ 良質な新市街地の計画的開発を図るため、宅地開発とインフラ整備、交通アクセスの整備等が一体的、広域的に進められる必要がある。このため、必要な制度等の整備を行うとともに計画立案、調整と推進を図るための広域的な取組体制等の整備を図る。
- ④ 市街化区域内農地については、宅地化するものと保全するものとの区分の明確化を図り、保全すべき農地については、市街化調整区域への逆線引き又は、生産緑地地区の指定を進めるとともに、宅地化するべき農地については、各種税制について宅地との関連において見直す。
- ⑤ 企業等が保有する土地の有効活用を図るため、所有者に対する指導を強化するとともに、制度面の改善を含め、低未利用地の活用を推進する。

なお、東京圏における地価の長期的安定のためには、東京の各種機能の地方分散等、 地域、産業政策面における努力が重要である。また、土地保有課税の適正化、借地・ 借家法の見直し等の検討が必要である。

(3) 住宅対策等の推進

住宅の質的改善を図り、良質な住宅ストックの形成を推進するためには、土地対策 の推進と併せて、以下のような住宅対策等を強力に推進することが必要である。

(ア)税、財政、金融等の施策の充実

国民が、安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、適切な質の住宅確保 を円滑にするための税、財政、金融等の施策の充実を図る。

- ① 住宅金融公庫融資等の公的住宅金融について住ニーズの高度化、多様化等に対応 した融資条件、対象の拡充を図る。また、住宅税制について、要件の緩和等の拡充 を図る。
- ② 一定規模以上の良質な貸家の建設の推進及び経営安定化のため施策の充実を図る。
- ③ 公営住宅、公団住宅等の公的住宅については、借地方式の活用、国公有地の活用等をも図りつつ、供給の推進を図る。また、公的主体による住環境水準の高い計画的な街づくりと住宅建設との一体的な実施を図る。

(イ) 既存ストックの有効活用等の推進

居住水準の向上を住み替え等により効率的に進めるため、既存住宅ストックの活用 等を推進する。

- ④ 増改築等リフォームを推進するため、総合的なリフォームの実施体制の整備、増 改築に対する金融及び税制上の改善等を図る。
- ⑤ 公共賃貸住宅の建て替え、住戸改善等を推進するとともに、民間木賃住宅の建て 替え推進を図る。また、分譲共同住宅の大規模修繕、建て替えの円滑化のための条 件整備を図る。
- ⑥ 住み替えの円滑化を図るための流通機構の一層の整備、中古住宅を含む不動産情報提供体制の整備を図る。
- ① 住宅性能の向上と価格の低廉化等を図るため、生産供給体制の合理化、規格化等 の推進、住宅関連技術の開発等とともに、住宅性能保証制度、住宅に関する諸情報 の提供体制の整備等を進める。

2. 労働時間の短縮

(1) 施策の基本方向

我が国の労働時間は欧米に比べて年間200~500時間長く、生活の豊かさを実感できない要因の一つとなっている。

労働時間短縮は、生活のゆとりを生み出し、多様性に富んだ創造的な国民生活の実現を図る上で、必要不可欠なものである。また、先進国としてよりふさわしい公正な労働条件を確保するとともに、消費を刺激し、内需を拡大するという観点からも重要な課題となっている。

このため、経済発展の成果を今後労働時間短縮にもより積極的に振り向けることが 必要である。その際、労使の自主的努力が基本となるが、激しい企業間競争などのた め労働時間短縮が進みにくい状況にあることから、国民の勤勉性を尊重しつつ、改正 労働基準法の円滑な施行、国民的合意の形成、労使の自主的努力に対する指導・援助、 経済環境の整備など国も積極的に労働時間短縮のための施策を展開すべきである。

労働時間短縮の推進に当たっては、完全週休二日制の普及を基本に、年次有給休暇の取得促進、四季折々の連続休暇の普及等による休日の増加及び所定外労働時間の短縮に重点をおいて進めることが重要である。

これにより、おおむね計画期間中に週40時間労働制の実現を期し、年間総労働時間

を計画期間中に、1800時間程度に向けできる限り短縮すべきである。

(2) 具体的施策

週40時間労働制の実現のため、法定労働時間を着実に短縮するとともに、そのための環境整備を進めることが必要である。

このため、内需主導型の適度な経済成長を実現することにより、労働時間短縮が容易になるよう経済環境を整備することが重要である。

特に、経営基盤が弱く、週休二日制の普及が後れている中小・零細企業に対しては、 労働時間短縮の指導・援助を重点的に行うことが必要である。

また、労働時間短縮は、企業の枠を越えて産業、業種、地域レベルで労使が取り組んでいくことが効果的であることから、こうした労使の自主的努力を援助・促進することが重要である。

さらに、経済全体の労働時間短縮に対する波及効果が大きい公務員については、労働時間短縮の先導的な役割を果たすことが必要である。このため、63年度中に土曜閉庁方式を導入するとともに、国民の合意の形成に努めながら、業務の一層の効率化を図り、計画期間中に完全週休二日制を実現すべきである。また、学校の週五日制については、国民の理解のもとに、できるだけ早期に実現すべきである。

年次有給休暇については、十分に消化されていない現状にかんがみ、業務計画との調整を図りながら年次有給休暇の取得スケジュールを作成するなど、計画的付与・取得による消化の促進を図る必要がある。さらに、国民の祝日等を活用した四季折々の連続休暇の普及促進に努めることが重要である。

所定外労働時間については、これが恒常的、長時間のものにならないよう、企業に 対する指導を強化し、この短縮に努めるべきである。

変形労働時間制、フレックスタイム制など労働時間の弾力化については、労働者の 多様な就業ニーズに応え、自由時間の効率的な活用を可能にしていくとともに、労働 時間の短縮につなげることが重要である。また、消費者ニーズの多様化等に伴い、営 業時間が延長される場合でも、労働時間短縮の阻害要因とならないよう、交替制など の工夫が必要である。

3. 物価の安定と物価構造の是正

(1) 施策の基本方向

物価の安定は、国民生活安定の基本要件であり、均衡のとれた経済発展の基礎である。

近年、物価は安定基調にあるものの、円高、原油安など物価をめぐる環境が変化する中で、国民の物価に対する関心は物価上昇率のみならず、国際的にみた我が国の価格の水準へと広がってきている。

今後の物価政策は、物価の安定に加え、内外価格差の縮小を目標として設定し、適切かつ機動的な総需要管理政策を実施しつつ、円高メリットの実現を目指した輸入の活用や生産性の向上等の構造的政策を積極的に推進することにより、物価構造の是正を図っていく必要がある。

(2)物価安定のための適切な総需要管理政策

物価の安定のためには、市場における需給の均衡を図るとともに通貨供給量の適切な管理に努めることが重要である。このため、内外の需給動向、物価動向、為替動向等を注視しつつ、財政金融両面にわたる機動的な総需要管理政策を行う必要がある。

(3)物価構造是正のための方策

(ア) 輸入の活用

a. 市場アクセスの一層の改善

市場の開放度を高めることは、輸入拡大により我が国に安価な商品が供給されるとともに、国内市場における競争を促進し、国内品への価格引下げ効果をもつ。

今後も市場アクセスの一層の改善を図るため、関税率の引下げ及び輸入数量制限その他非関税障壁の軽減又は撤廃に努めるとともに、ウルグアイラウンドにおける交渉を積極的に推進し、その交渉成果を着実に実施する必要がある。

なお、基準・認証制度については、具体的な問題について事前にはその所在がわかりにくいという点もあることから、今後も必要に応じて見直しを行い、その改善を図る必要がある。

また、酒税については、従価税制度や酒類間、級別間の税負担格差が大きいこと等から高品質、高価格品の多い外国産酒類の輸入が阻害されるとの指摘が、諸外国から

なされていることから、その見直しを図る必要がある。

b. 製品輸入の促進

円高が定着する中で、価格の優位性から製品輸入されるものが増大しており、消費者の選択の幅の拡大のみならず物価の観点からみても、今後、製品輸入の拡大が望まれる。

我が国の消費者の品質・性能に対する高い要求水準を考えると、開発輸入の促進が 重要であり、流通業が積極的な役割を果たすことが期待される。このためには、流通 業の「商品企画・開発力」の向上が不可欠である。また、輸入品については返品がき かないため、流通業の「危険負担能力」の向上が必要であり、この面からも、流通業 の体質の強化が重要である。

並行輸入は輸入総代理店の価格形成に対し競争圧力として機能し、国内市場における競争を促進することから、輸入総代理店が並行輸入を不当に阻止する行為が行われていないかどうかを監視するとともに、「独占禁止法」上問題があるものについては是正措置を講ずることが必要である。

製品輸入の拡大のためには、消費者の輸入品に対する意識を高めるとともに、商品 選択が適切に行われるようにしていくことが必要である。このため、輸入品に関する 価格調査及び情報提供等を行う必要がある。特に、耐久消費財については、アフター サービス体制の整備が輸入の拡大のために重要である。

(イ) 公共料金

公共料金は、サービスに関するものが多く、また、鉄道運賃等資本コスト比率の高いものも多いことから、内外価格差縮小を図ることが難しい面もあることは否めないが、中間投入に用いられる貿易財の価格は円高メリットの国内経済への浸透に伴って低下することから、国際的な観点からコスト構成等の検討をも行いつつ、一層の生産性向上に努めることによって、料金の安定あるいは引下げを行うことが必要である。

(ウ) 生産性の向上

生産性の向上は、物価安定のための基本である。特に、非貿易財産業である流通業、サービス業及び農業等については、生産性向上のための格段の努力が必要である。

a. 農 業

農産物については、最近の円高の下で内外価格差が大きくなっているものが見られる。農産物については、価格の安定や食料の安定的供給を目的とする支持価格制度や輸入制限措置が行われているが、これが輸入を通じての円高メリットの実現を難しく

し、結果として内外価格差が拡大している面もみられる。このため、中長期的な生産 コストの目標水準を策定し、生産性向上努力を促すとともにこれら制度・運営の改善 を図り、内外価格差の縮小を図ることが必要である。

b. 流 通

今後、流通の生産性向上を図るに当たっては、競争条件の整備がその基本となる。 我が国の流通における、返品・リベート等の商取引慣行は、新規商品の市場参入に 資する等の合理性を持つものであるが、一方でこれらの行為・慣行が不当に行われた り、透明性を欠くものとなる場合には、参入が抑制されたり流通業者の活動が不当に 拘束されるおそれがある。また、流通系列化については、流通の合理化促進等のメリ ットはあるものの、メーカーの地位や系列化の手段によっては流通経路の閉鎖、販売 業者間の競争の減殺等により、公正な競争が阻害されるおそれがある。このため、こ れら取引慣行等に関しては、競争を阻害することのないよう、引き続き調査・監視を 行い、必要に応じて是正していく必要がある。

特に、外国企業の我が国市場への進出は、我が国の商取引慣行等の適正化を促進する面もあると考えられることから、今後一層の進出が望まれる。

また、流通に係る規制の緩和は競争条件の整備につながることから、その推進が必要である。

c. サービス

今後経済のサービス化が一層進展する中で、比重を高めていくサービスの価格の安 定を図ることが、物価の安定にとって極めて重要な課題となっている。

金融、保険、対事業所サービス等を中心としたサービス分野においては、情報・通信技術の活用による生産性向上の余地が大きいため、今後、この方面での積極的な対応が必要である。また、教養・娯楽サービス等のサービスについては、需要が時間的に集中することが生産性を低めている面があるので、供給側による効率化努力に加え、需要の平準化のための方策を図り、生産性を向上していく必要がある。

(4)物価の展望

計画対象期間においては、①原油価格は実質横ばい程度で推移すること、また、一次産品価格についても需給は緩和基調が続くことから、原材料コストは中期的に安定が期待されること、②労働コストが安定的に推移すると見込まれること、を前提とした上で、上記のような物価構造是正のための輸入の活用、生産性の向上等の構造的政

策を推進するとともに財政金融両面にわたる機動的な総需要管理政策を実施することにより、計画対象期間中における消費者物価の年平均上昇率を $1\frac{1}{2}$ %程度にとどめることを目安とすべきである。なお、卸売物価は計画対象期間中ほぼ横ばいで推移すると見込まれる。